

STOP!!

自転車事故

自転車死亡事故の多くが頭部を損傷

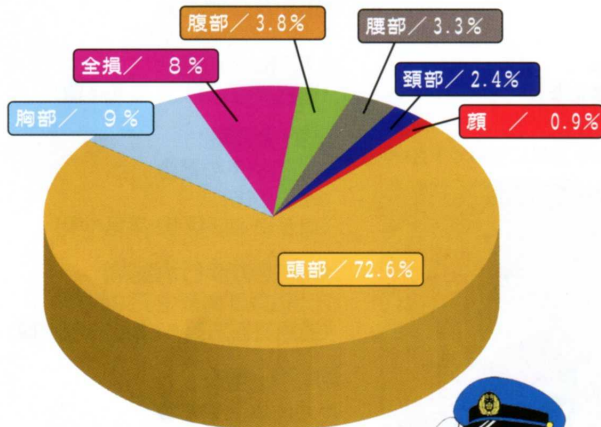
一時停止の標識のある交差点では、自転車も必ず一時停止をして左右の安全を十分確認しましょう。



交差点では、左折するトラックなどに十分注意しましょう。

自転車乗用中の被害を軽減するために自転車用ヘルメットを着用しましょう!!

平成 20 年から 24 年中の損傷部位別に自転車死者数をみると、頭部が最も多く 72.6 パーセントを占めています。衝突時に頭部を保護するためには、子どもから高齢者までヘルメットを正しく着用することが大切です。



頭部	154
胸部	19
全損	17
胸部	8
腰部	7
頸部	5
顔	2
合計	212



埼玉県警察

ルールを守って 自転車事故防止！

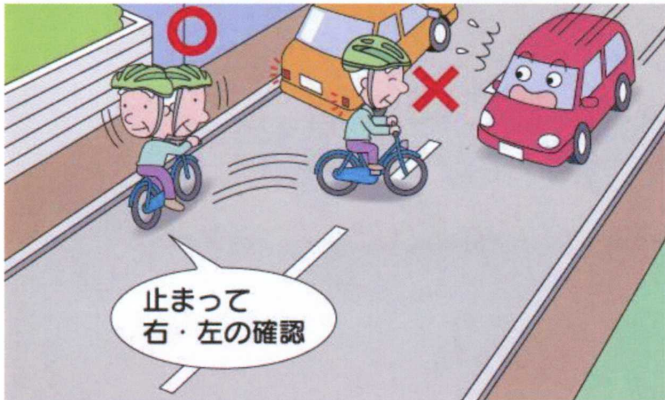
自転車の安全な利用の 促進に関する条例

自転車利用者の責務として次のことを定めています。

- 自転車は車両です。車両の運転者としての責任を自覚し、交通ルールを守りましょう。
- 自転車損害保険等に加入しましょう。
※個人賠償責任保険 ※TS マーク付帯保険
- 自転車は定期的に点検・整備。
- 反射材をつけましょう。
- 自転車を購入したときは必ず防犯登録。
- 施錠やひったくり防止カバーで防犯対策。

毎月10日は自転車安全利用の日

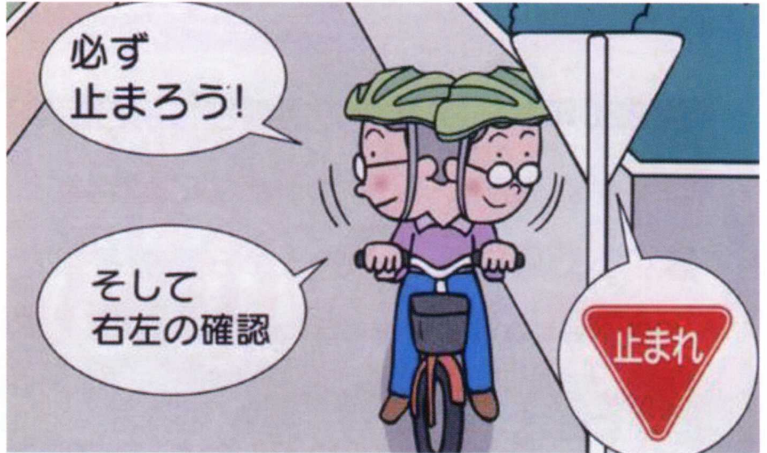
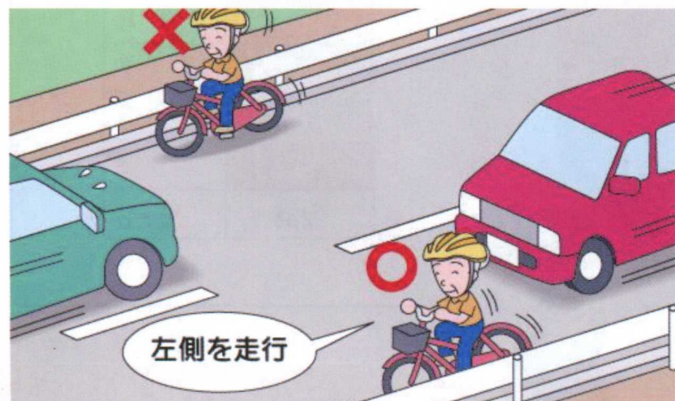
自転車乗用中の被害を 軽減するために自転車用 ヘルメットを着用しましょう！！



自転車は車両です。しっかり守ろう！ 自転車安全利用五則

自転車安全利用五則は、自転車に乗る時に守るべきルールのうち、特に重要なものです。自転車に乗る時は、「自転車安全利用五則」を守りましょう。

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
自転車は、道路交通法上「軽車両」です。
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
自転車は歩道ではすぐに停止できる速度で走行し、歩行者の通行を妨げる場合は、一時停止しなければなりません。
- ④ 安全ルールを守る
 - ・飲酒運転、2人乗り、並進の禁止
 - ・夜間はライトを点灯
 - ・交差点での信号遵守と一時停止、安全確認
 - ・傘さし、イヤホン使用、携帯電話使用の禁止など
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用
保護者の皆さんは、13歳未満の子供のヘルメット着用にあつめて下さい。



飲酒運転

(酒酔い運転)
5年以下の懲役又は
100万円以下の罰金
(道路交通法第65条第1項)

信号無視

3月以下の懲役又は
5万円以下の罰金
(過失は10万円以下の罰金)
(道路交通法第7条)

ブレーキ整備不良

5万円以下の罰金
(過失も同じ)
(道路交通法第63条の9第1項)

二人乗り運転

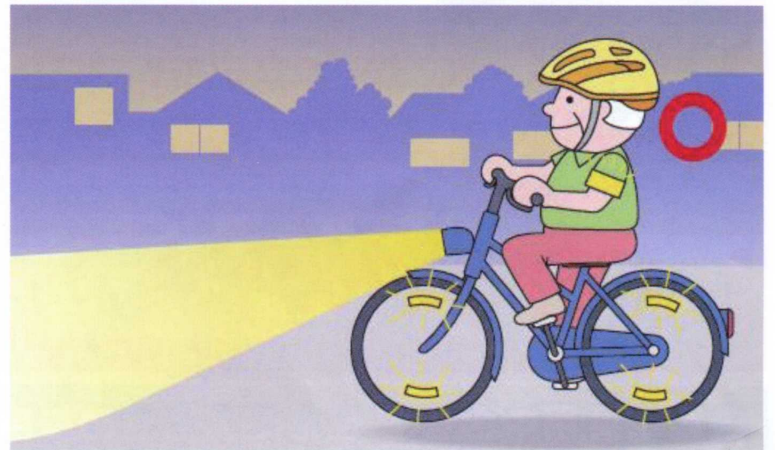
2万円以下の罰金又は料
(道路交通法第57条第2項)
※都道府県により異なる場合があります。
※幼児二人同乗用自転車、道路交通法
施行細則(第8条第1号ア)を除く。

並進通行

2万円以下の罰金又は料
(道路交通法第19条)

指定場所一時不停止

3月以下の懲役又は
5万円以下の罰金
(過失は10万円以下の罰金)
(道路交通法第43条)



車道の右側通行

3月以下の懲役又は
5万円以下の罰金
(道路交通法第17条第4項)

無灯火運転

5万円以下の罰金
(過失も同じ)
(道路交通法第52条第1項)

歩道での歩行者妨害

2万円以下の罰金又は料
(道路交通法第63条の4第2項)

傘さし運転

5万円以下の罰金
(道路交通法施行細則
第10条第4号)

反射器材等の装備義務

5万円以下の罰金
(過失も同じ)
(道路交通法第63条の9第2項)
尾灯をつけていた場合を除く

携帯電話等の使用運転

5万円以下の罰金
(道路交通法施行細則
第10条第6号)

自転車横断帯を通行しない

(警察官の指示に従わなかった者)
2万円以下の罰金又は料
(道路交通法第63条の6・
第63条の7第1項・第63条の8)

イヤホン等の使用運転

5万円以下の罰金
(道路交通法施行細則
第10条第7号)

埼玉県警察

